

令和3年度4月補正予算2（知事専決処分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 873,281 (①)
- ・ 今回補正予算額 1,504 (②)

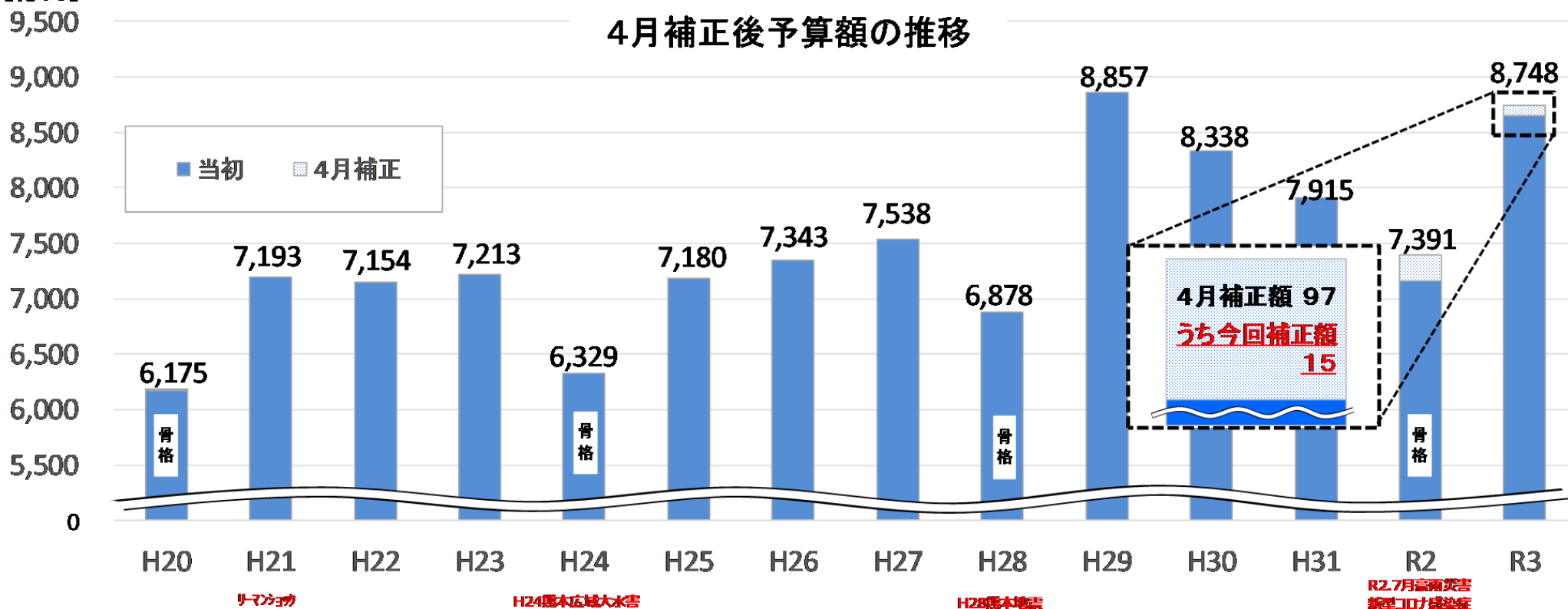
(財源内訳) 国庫支出金 1,312(※) 諸収入 192
 ※うち地方創生臨時交付金 1,312

4月補正2後予算額(①+②) **874,785**

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

4月補正後予算額の推移



参考：新型コロナウイルス感染症対策に係る予算化の状況

R元～2年度 累計予算額 1,764億円	+	R3年度 当初予算額 816億円	+	4月補正予算額 97億円 うち今回補正額 15億円	=	累計予算額 2,677億円
-----------------------------------	---	-------------------------------	---	--------------------------------------------	---	-------------------------

令和元年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
計	91,319	1,435

R元～3年度累計 (単位:百万円)

累計	267,736	3,722
----	---------	-------

※一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

営業時間短縮要請に伴う事業者支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額15億4百万円（一）
営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、熊本市中心部の酒類を提供する飲食店等に対して、営業時間短縮を4月29日(木)から5月12日(水)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を21時まで短縮すること
(酒類オーダーストップは20:30まで)
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を21時以降も営業する者
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店等)
- 3 区域：熊本市中心部(約2,200店)
※安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草場町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番
- 4 期間：
4月29日(木)～5月12日(水)(14日間)

<協力金>

- 1 コールセンター：**096-333-2828**
096-213-7090
 - ・平日 ⇒ 9:00～17:00
 - ・5月9日までの土日・祝日 ⇒ 9:00～17:00
 - ・5月15日以降の土日・祝日 ⇒ 休み
- 2 申請期間(予定)：
 - ・5月13日(木)～6月30日(水)

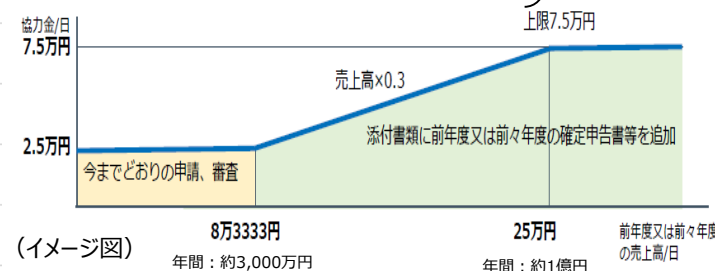
※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する場合があります

<協力金算定方法>

・中小企業等(売上高方式)

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,333円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間：1億円～)	7万5,000円

※1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された
4・5月の売上高÷61日



・大企業(売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※1日あたりの売上高減少額
(前年度又は前々年度の4月29日～5月12日の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 14日

<申請方法> 電子申請(紙申請も併用)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施(協力金負担割合：国8/10、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市1/10)

参考：対象区域

